

業務規程・送配電等業務指針の変更について (案)

平成28年4月21日

電力広域的運営推進機関

- 業務規程及び送配電等業務指針について、「系統情報の公表の考え方」（系統情報ガイドライン）の改正（平成28年4月）への対応及び一部業務の明確化等を図るため、今回、以下の変更を行う。
 - 系統情報ガイドライン改正に伴う系統情報公表項目の追加（需要実績及び供給実績）
 - 連系線管理業務の明確化（マーシンの定義、整備費用負担者の取扱い等）
 - その他業務に関する明確化（スイッチング支援、系統情報公表など）及び表現の適正化

- 「系統情報の公表の考え方」（系統情報ガイドライン）において、再生可能エネルギーの出力制御に関する情報の公平性を高める観点から、一般送配電事業者がエリア需給実績に関する情報を原則、四半期毎に公表することが追加された。（H28年4月改正）
- 上記に伴い、広域機関及び一般送配電事業者による系統情報公表について、該当項目を追加する。
（規程第168条別表12-1、指針第245条別表13-1）
※広域機関は一般送配電事業者の情報公表サイトを参照することで対応

[広域機関及び一般送配電事業者が公表する需給関連情報に以下の項目を追加]

- 供給区域別の需要実績（1時間値）※四半期毎に更新
- 供給区域別の供給実績（電源種別、1時間値）※四半期毎に更新

- マージンの定義について、以下の状況を踏まえ、今後の議論の結果に基づく運用面での速やかな対応が可能となるよう、「電力市場取引の環境整備」の観点を追加する。（規程第2条）
 - 調整力等に関する委員会において、将来的には長期の必要予備力に関連して設定しているマージンを廃止することを前提にしつつ、「効率的な電源の有効活用に資する連系線利用のあり方に関する議論が深まり、方向性が明確になるまでは、長期断面から容量を確保しておくべきではないか」という論点を確認し、当面はマージンを維持することとなった。（第8回 H28.2.19）
 - また、従来から、実需給の前々月断面のマージンの中にスポット配慮分（最大100MW）を確保している場合は、実需給の前々日断面のマージン減少時（スポット市場の約定処理前）に当該スポット配慮分を空容量とする運用を行っている。

<変更前>

「マージン」とは、電力システムの異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため、又は、電力システムを安定に保つために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。



<変更後>

「マージン」とは、電力システムの異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給し、若しくは電力システムを安定に保つため、又は、電力市場取引の環境整備のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。

主な業務規程・送配電等業務指針変更点：連系線整備費用負担者の取扱い（変更）5

- 連系線整備費用の負担が行われた場合、公平性・透明性が確保される方法により希望者を募集できること、費用負担が行われた対象電源から供給される連系線利用計画は、当該連系線整備に伴う空容量増加時に先行的に容量登録できること及び供給先未定の場合や契約当事者の変更があった場合でも契約認定（連系線同時建設電源）の対象となることを明確化する。（規程第134条第4項、指針第210条）

<変更前>

容量登録

費用負担者の受益として先行的に容量登録できる前提だが、ルール上に明確な記載はない

契約認定

受給契約又は振替供給契約の継続が契約認定の要件のため、契約が締結できていない場合や契約当事者を変更した場合は認定対象外となる。

<変更後>

対象電源（既設含む）から供給される連系線希望計画は、当該連系線整備に伴う空容量増加時に、先行的に容量登録を行うことを明確化（規程134条4項）。

「契約が継続」との要件を削除し、連系線同時建設電源から供給される連系線利用計画については、供給先が未定である場合や契約先の変更があった場合でも契約認定の対象となることを明確化（指針210条3号）。

※計画策定プロセスの費用負担候補者においては、事業の譲渡や契約上の地位の承継を行いたいとのニーズが見受けられ、対象電源から供給されていることのみを契約認定の要件とする

※供給先が未定であっても、費用負担をした以上、混雑処理順位において、供給先を確保した事業者と別異に取り扱うべき理由に乏しいことから、契約認定の対象とする

○契約認定可

（契約（発需紐付け）が継続）
発電契約者A

連系線利用者B
（小売電気事業者）



○契約認定可

（発電契約者変更）

○契約認定可

（供給先変更）

×契約認定不可

（電源変更）

発電契約者C

連系線利用者B



発電契約者A

連系線利用者D



発電契約者A

連系線利用者B



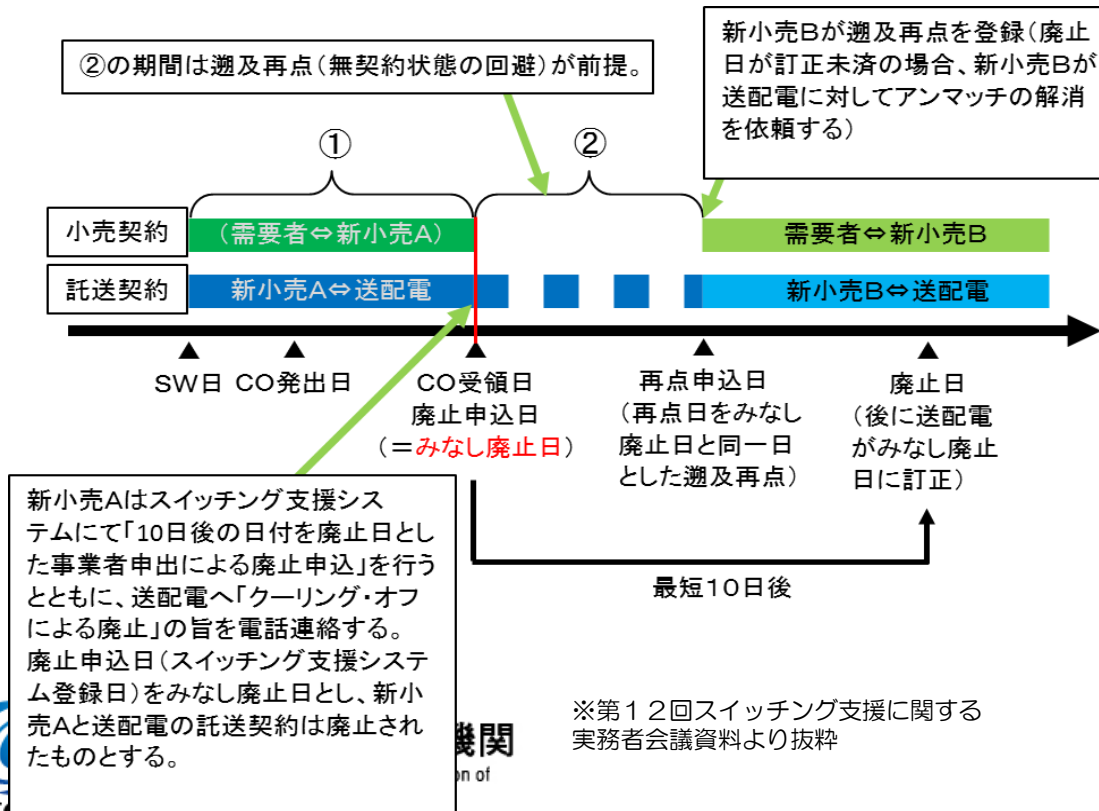
※契約形態が変更となった場合は対象外（従来）

電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

- 小売供給契約がクーリングオフの対象となることが明らかになったことを踏まえ、クーリング・オフなどによって小売供給契約が取消し又は解除された場合や、引越し等により新たに電気の使用開始を申込む前に電気を使用した場合において、無契約での電気の使用状態を解消するため「廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかである場合」を解消すべきアンマッチの対象に追加する。
(指針第259条)

■ 代表例：供給開始後に需要者よりクーリング・オフの申出があり廃止した供給地点



＜変更後＞（指針 第259条）

一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。

- 一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合
- 二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合
- 三 廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかな場合にあって、電気の使用を開始した日と異なる日を再点日として、再点申込みがなされた場合